



2025年5月21日

各 位

会 社 名 株式会社 松 風
代表者名 代表取締役社長 高 見 哲 夫
社 長 執 行 役 員
(コード番号 7979 東証プライム)
問合せ先 総 務 部 長 佐 藤 正 典
(TEL 075-561-1914)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2025年5月21日開催の取締役会において、2025年6月25日開催予定の第153回定時株主総会で定款の一部変更が承認されることを条件として、下記のとおり定款を変更することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社は、2025年4月10日開催の取締役会において、2025年6月25日開催予定の第153回定時株主総会の終結の時をもって有効期間が満了する「当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」を継続せず、廃止することを決議いたしました。

それに伴い、現行定款における買収防衛策に関する規定（第7章 買収防衛策 第40条および第41条）を削除するものであります。

2. 定款変更の内容

（下線は変更部分であります）

現行	変更案
<u>第7章 買収防衛策</u>	<削除>
<u>（買収防衛策の導入等）</u>	<削除>
<u>第40条 買収防衛策の導入、継続及び廃止は、株主総会においても決定することができる。</u>	
<u>2. 前項に定める買収防衛策の導入、継続及び廃止とは、当会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するために、当会社の発行する株式その他の権利の買付行為に関して、当該買付行為を行う者が遵守すべき手続き及びこれに違反する者に対する対抗措置等を当</u>	

現行	変更案
<u>会社が定め、その適用を継続し、廃止することをいう。</u> (新株予約権無償割当て等の決定機関) <u>第 4 1 条 当社は、前条に規定する買収防衛策が定める手続きに従い、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議に従い、新株予約権無償割当て及び募集新株予約権の割当てを行うことができる。</u> <u>2. 前項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	<削除>

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 2025年6月25日（水）

定款変更の効力発生日（予定） 2025年6月25日（水）

以 上